

## 東御市スポーツ推進審議会傍聴取扱要綱

平成30年8月24日制定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東御市スポーツ推進審議会条例（平成30年東御市条例第22号）第9条の規定により、東御市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (手続)

第2条 審議会を傍聴しようとする者及び報道関係者（以下「傍聴人等」という。）は、自己の住所、氏名及び社名を傍聴人等受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

### (傍聴することが出来ない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、審議会を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗、のぼりの類、笛、ラッパその他の楽器の類を携帯している者
- (4) その他審議を妨害するおそれがあると認められる者

### (遵守事項)

第4条 傍聴人等は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は静粛に傍聴し、発言しないこと。
- (2) 審議内容に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 私語、談笑、電話等審議の妨害になるような行為をしないこと。
- (4) はちまき、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

### (撮影、録音等の許可)

第5条 傍聴人等は、事前に会長の許可を得た場合に限り、会場において写真、テレビの撮影、録音等を行うことができる。

### (会長の指示)

第6条 傍聴人等は、会長の指示に従わなければならない。

### (傍聴人等に退場)

第7条 傍聴人等は、東御市スポーツ推進審議会条例第7条第2項の規定により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

### (違反に対する措置)

第8条 傍聴人等がこの訓令に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

### 附 則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

